

オンラインで利用申請をされた皆様へ

利用申請後の手続きの流れ等についてお知らせします。

1. 利用調整の結果について

利用調整の結果（「施設・事業利用調整結果通知書」）については、令和7年3月10日（月）に発送を開始する予定です。（マイナポータルやメールではなく、郵送でのご連絡となります。）

利用調整の結果が届かない場合、令和7年3月13日（木）以降、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にて電話でのお問合せにお答えします。それより前にお答えすることはできません。

※すでに給付認定を受けている方には「給付認定決定通知書」は送付されません。

また、認定内容に変更がある方には「給付認定変更決定通知書」が送付されます。

- 複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となり、以降利用調整は行われません。内定後に他の保育所等を希望する場合には改めて申請が必要です。その場合は、翌月以降の転園申請となります。

2. 申請の取り下げについて

利用申請を取り下げる場合は、速やかにお住まいの区の区役所こども家庭支援課へ電話でご連絡の上、令和7年2月21日（金）（必着）までに必ず「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を郵送又は窓口で提出してください。（オンラインでの提出はできません。）

※様式は 11. 横浜市ウェブサイト からダウンロードできます。

3. 転園申請について

転園申請の結果、希望する保育所等に利用内定した場合、内定を辞退した場合でも元の保育所等に戻ることはできません。 転園（令和7年4月）の希望がなくなった場合には、令和7年2月21日（金）（必着）までに、必ず申請を取り下げてください。

4. 以下の状況に該当する方

以下の状況に該当する場合、11. 横浜市ウェブサイト に掲載している資料を必ずご確認ください。

・現在、育児休業中の方 → [育児休業中の方へ](#)

・保育を必要とする事由を「求職中」で申請する方 → [「求職中」で申請した方へ](#)

5. 申請内容に不備・不足等があった場合

申請内容や提出書類に不備等があった場合には、メール・郵送・お電話などでご連絡します（不備の内容などによってご連絡方法が異なる場合があります）。

確認漏れがないよう、定期的に受信メールや郵送物等のご確認をお願いします。

6. 希望園などの申請内容を変更したい、追加書類を提出したい場合

- 希望園の変更など、「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」に記載のある項目の変更（申請の取下げを除く）は、「横浜市電子申請・届出システム」から提出できます。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を作成し、PDF ファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。

※ご注意ください

「きょうだい同時利用申請の意向」の変更は、間違えやすい項目のため、ご不安な場合は、あらかじめお住まいの区の区役所こども家庭支援課に相談されることをお勧めします。

- 希望園の変更や追加書類の提出をする場合には、申請締切日(令和7年2月10日(月))までに「横浜市電子申請・届出システム」から提出してください。

【電子申請・届出システム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/e0b74928-6248-4711-82b3-2bf58c44c8c0/start>



7. 申請後、世帯の状況に変更があった場合

必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。また、令和7年度横浜市保育所等利用案内のP28・29をご確認ください。

<届出例> (様式は、11. 横浜市ウェブサイトからのダウンロードも可能です。)

状況(※1)	提出書類(※2)
転職・就職・就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった 仕事を始めた、仕事が変わった など)	認定変更申請書 および 就労証明書(夜勤証明書)
仕事をやめた(求職中になった)	認定変更申請書
横浜市内で転居した	認定変更申請書
妊娠した(出産事由に変更したい場合)/産前産後休業に入る	認定変更申請書 および 母子健康手帳のコピー

※1…上記届出例以外でも、世帯構成や状況等(同居家族の増減、障害者手帳の交付等)に変化があった場合には、必ずお住まいの区の区役所こども家庭支援課にご相談ください。

※2…原則、6以外の内容については「横浜市電子申請・届出システム」では申請できません。提出方法は、お住まいの区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

8. 入園説明会について

利用内定後、それぞれの保育所等で入園説明会が開かれます。詳しい日程は、「施設・事業利用調整結果通知書」に同封または利用する保育所等から直接ご連絡する予定です。必ず出席していただきますようお願いいたします。

一次のページも確認してください

9. 保育所の保育時間について

利用案内等に記載されている保育時間は現時点のもので、今後変更される場合があります。また、保育所等に内定した場合、お子さんが保育所等に慣れるまでの一定期間は通常よりも短い保育時間（慣らし保育）となります。

10. お問い合わせ先

各区役所こども家庭支援課（市外局番:045）

区名	電話番号	区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見区	510-1816	神奈川区	411-7157	西区	320-8472
中区	224-8172	南区	341-1149	港南区	847-8498
保土ヶ谷区	334-6397	旭区	954-6173	磯子区	750-2435
金沢区	788-7795	港北区	540-2280	緑区	930-2331
青葉区	978-2428	都筑区	948-2463	泉区	800-2413
栄区	894-8463	戸塚区	866-8467	瀬谷区	367-5782

11. 横浜市ウェブサイト

【令和7年度に保育所等の利用を希望する方へ】のページはこちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/riyou/hoikuriyou/r7hoikuriyou.html>

